

会 議 錄

会議の名称	第6回(仮称)行田市障がい者差別解消条例検討委員会	
開催日時	令和5年5月26日(金) 開会:10時00分・閉会:11時43分	
開催場所	行田市役所305A・B会議室	
出席者 (委員)氏名	児嶋委員、桐ヶ谷委員、木村委員、金子委員、関口委員、 鎌倉委員、小巻委員、鈴木委員、多田委員、田村委員、渡辺委員	
欠席者 (委員)氏名	岡田委員、佐々木委員、小山委員、田中委員	
事務局	健康福祉部福祉課(上村部長、藤倉課長、柿沼副参事、須賀主査)	
会議内容	(1)市民意見募集(パブリックコメント)の内容確認について (2)条例(案)の確認について (3)条例に係る今後のスケジュール(案)について	
会議資料	次第 資料1 市民意見募集(パブリックコメント)の内容確認について(案) 資料2 行田市障がい者差別解消推進条例(案) 資料3 条例に係る今後のスケジュール(案)について 参考資料 障がいを理由とする差別の解消の推進に関する基本方針 (令和5年3月14日閣議決定)概要	
その他必要事項		
会の 議確 録定	確定年月日	主宰者署名
	令和5年6月29日	児嶋芳郎

発言者	会議の経過（議題・発言内容・結論等）
事務局	<p data-bbox="462 323 578 361">(開会)</p> <p data-bbox="450 381 1343 475">定刻になったので、第6回（仮称）行田市障がい者差別解消条例検討委員会を開会する。</p> <p data-bbox="450 496 1343 590">本日の検討委員会は、委員15名のうち、岡田委員、佐々木委員、小山委員、田中委員が欠席とのご連絡をいただいている。</p> <p data-bbox="450 610 1343 704">委員15名中11名の出席により委員の過半数を満たしていることを報告する。</p>
事務局	<p data-bbox="504 803 692 841">(資料の確認)</p> <p data-bbox="450 920 1343 1014">条例検討委員会の位置付けについて、前回の委員会でもご了承いただいたが、改めて確認させていただきたい。</p> <p data-bbox="450 1034 1343 1266">検討委員会は、条例（素案）について、十分な審議を行うために、様々なお立場の委員から、会議という開かれた場でご発言いただき、各委員間の相互のやりとりのもと、その内容や方針等について、委員会として承認いただく場である。</p> <p data-bbox="450 1286 1343 1380">委員の皆様からの忌憚のないご意見をいただければと考えている。</p> <p data-bbox="492 1400 1033 1439">本日の慎重審議をよろしくお願ひする。</p>
児嶋委員長	<p data-bbox="477 1533 732 1569">(委員長あいさつ)</p> <p data-bbox="492 1589 1316 1627">第5回の会議において素案ということで確認をいただいた。</p> <p data-bbox="462 1647 1351 1809">その後、市民意見募集（パブリックコメント）を実施し、ご意見をいただいた。意見の内容とともに、議会に提出する条例（案）ができるよう、皆様のご協力を願いしたい。</p> <p data-bbox="462 1829 1351 1923">市民の皆さんからいただいた意見についても誠実に対応すべきと考えているのでよろしくお願ひする。</p>

	議事
事務局	本日の議事に移らせていただく。議事の進行は、（仮称）行 田市障がい者差別解消条例検討委員会設置要綱第6条に基づ き、本検討委員会の委員長である、児嶋委員長にお願いする。
児嶋委員長	はじめに、本日の委員会の公開方法に関して、申し合わせを しておきたい。事務局から説明をお願いする。
事務局	本日の委員会は、原則公開とする。
児嶋委員長	原則公開ということだが、意見はあるか。
委員	(意見なし)
児嶋委員長	それでは、原則公開として取り扱うこととする。
	議事（1）・議事（2）について
児嶋委員長	次第3、議事（1）及び議事（2）について、関連があるので事務局より説明をお願いする。
事務局	(資料1～2に基づき事務局説明)
児嶋委員長	資料1と資料2に基づき、各委員からの意見をお願いする。
木村委員	資料1のシート3、第2条（定義）（6）「正当な理由」につ いて、「第三者が客観的にみて判断する」とあるが、「第三 者」とは誰のことを想定しているのか。 今まででは、障がい者が意見を言うと「何かあったら危ない」

	<p>とか「前例がない」とか「責任がもてない」とか言われ、「また、わがまま言っている」とと言われる。障がい者の数が少ないし、健常者の意見も必要ではあるが、条例ができることによつて、反対に障がい者への差別を生む場合もある。</p> <p>第三者の意見を求める時は、きちんと事案について審議される必要がある。</p> <p>また、資料1のシート6、第3条（基本理念）にて、「恋愛、結婚、出産、子育て」についても明記する必要がある。今年の1月に北海道にある社会福祉法人が運営するグループホームにおいて不妊処置を提示する問題があった。行田市においても、グループホームが増えているので、その考え方も条例に明記した方が、事件を防げるのではないか。逐条解説を用意してもそこまで読まない場合がある。</p>
児嶋委員長	<p>整理すると、まず、第2条（定義）（6）の「第三者」は誰をさすのか。「第三者」というと健常者が判断する状況が多々あり、障がいのある方がいろいろ言われてしまう。第三者機関を設置するのであればその構成について、障がいのある当事者の参加も明確にした方がいいのではないかというご意見。</p> <p>また、北海道のグループホームであった事案だが、強制的なというか準強制的な事例を防ぐためにも、「恋愛、結婚」といった文言を条例に明記してはというご意見。</p> <p>以上について、後程改めて議論いただく。他にご意見はあるか。</p>
閑口委員	<p>資料1のシート8、第3条（基本理念）（8）のうち、「その状況に応じた適切な配慮がなされること」という部分を「その状況に応じた合理的配慮がなされること」と修正すると問題はあるか。</p>

児嶋委員長	これまでの質問に対し、事務局より回答及び整理をお願いする。
事務局	<p>木村委員からご指摘いただいた「第三者」については、差別事例の相談があったときは、速やかに調査を行い、事務局として一方的に判断するのではなく、第三者による意見も聴取できるよう、きちんとした相談体制が整備できるよう取り組んでまいりたい。</p> <p>逐条解説において相談窓口を明記しながら、相談体制、判断なども改めて明記していきたい。</p>
木村委員	第三者委員会の設置も検討していただければと思う。
事務局	第三者委員会の設置ではなく、あっせんの申し立てがあった場合の行田市障害者支援協議会について、構成員を見直し、障がいのある当事者の方も構成員となるよう、修正してまいりたい。また、逐条解説にも明記していきたい。
児嶋委員長	行田市障害者支援協議会の構成員も含めた変更を予定しているのか。第三者委員会の設置ではなく、同支援協議会がその役割を担うよう修正するということか。
事務局	そう考えている。
木村委員	それならそのまま書いた方がいいのではないか。
事務局	障害者支援協議会に直接相談してしまうことも考えられる。個々の差別事例によって事案の深刻度が異なる点もある。同

	協議会の開催には至らない事案もある。相談後の解決の流れについて、逐条解説において、図で説明できるよう示していきた。条例（案）の文言修正は控えたいと考える。
児嶋委員長	資料2の同条例（案）の3ページには「第三者」という文言は入っていない。「客観的に見て」というところを逐条解説において、「障がいのある人の話を聞く」などの明記をすすめもらいたい。
児嶋委員長	また、第3条（基本理念）（8）にて「恋愛・結婚・出産・育児」についても明記してはどうかというご意見だが。
事務局	障がいのある女性が、これまでにも複合的な差別を受けてきたことから、引き続きその解消に努めていくことを、国の障害者計画などでも確認している。しかし、女性に限らず、障がいのある男性についても考える必要がある。 例えば、第3条（基本理念）（1）に、文言を入れることも考えられるがどうか。男性、女性と区別することなく明記するのはどうか。
児嶋委員長	北海道のグループホームの事案は、男性に対しても差別事案があった。事務局の案はいったん保留ということで、のちほど改めて確認していく。 関口委員のご意見についてはいかがか。
事務局	資料1のシート8、第3条（基本理念）（8）について、「適切な配慮」を「合理的配慮」への修正は可能。修正している。

関口委員	「合理的配慮」の方がより強い印象を与えることができるの で修正していただきたい。
児嶋委員長	それでは市民意見募集に対する修正について、ひとつずつ整 理し、委員の皆様の意見を伺っていきたい。
児嶋委員長	資料1市民意見募集①のご意見は、資料のとおり修正はなし でよろしいか。
委員	(はい)
児嶋委員長	資料1市民意見募集②のご意見はいかがか。
事務局	「第三者が客観的にみて」の「第三者が」の部分を削除し、 「客観的にみて」のみとし、パブコメを公表したい。
児嶋委員長	障害者支援協議会の委員について、半数以上は障がいのある 人が入っている旨を記載するというところを意識してもらいた い。
関口委員	いずれにしてもスピード感をもって対応してもらいたい。
児嶋委員長	重大事案についてはしっかりと障害者支援協議で協議すべき こととし、条例（案）は修正なしとしてよいか。
委員	(はい)
児嶋委員長	資料1市民意見募集③のご意見は、修正なしでよいか。

委員	(はい)
児嶋委員長	資料1市民意見募集④のご意見について、「恋愛、結婚、出産、育児」の文言を第3条（1）に組み込むという修正が事務局からあったがいかがか。
委員	(はい)
児嶋委員長	資料1市民意見募集⑤のご意見について、資料のとおりとすることでよいか。
事務局	外国籍については、事務局が引き続き事例などの情報収集し見直しのときに対応していきたい。
児嶋委員長	3年を目途に条例を検討があるので、外国籍の部分についても引き続き情報収集をお願いしたい。 資料のとおりとしていよいか。
委員	(はい)
児嶋委員長	資料1市民意見募集⑥についても、④と同様に第3条（1）にて加える修正とすることによいか。
委員	(はい)
児嶋委員長	資料1市民意見募集⑦は、「3年を経過」とあるが、3年とした根拠はなにか。
事務局	所沢市、東京都日野市、多摩市の条例を参考とし3年として

	提案した。5年としているとところは見当たらなかった。事業所等の対応（担当の異動等）も考慮すると他市の状況も踏まえ3年として提案した。ご意見があればお願ひしたい。
関口委員	個々の相談記録の保管期間は、どうなっているのか。
事務局	障がい者の記録などは永年となっているところもある。 差別事案が発生した場合において、何年もさかのぼると、情報収集が難しい場合がある。過去に小中学校での事案を把握した際のさかのぼれる調査が難しい。期間を設けた方がいいのかなと思う。
関口委員	3年は妥当な線だと思う。何かのときにさかのぼれる資料があるのがいいと思う。
木村委員	障害者差別解消法における期間は何年か。
児嶋委員長	さかのぼる記載はなかったのかなと思う。
事務局	当初は3年でスタートし、その中で引き続き取り組んでいくなかでの見直しも可能かなと思う。
児嶋委員長	3年は妥当ではないかということで、資料のとおりとしてよいか。
委員	(はい)
事務局	資料1にある（その間に申立てをしなかったことにつきやむを得ない理由があるときを除く）について、資料2には漏れて

	いたので加える。
児嶋委員長	やむを得ない理由について、申し立てられない状況があった場合（雇用関係の解消等）は逐条解説に加える含めた検討をしてもらいたい。
児嶋委員長	資料1市民意見募集⑧は、資料のとおりとしてよいか。
委員	(はい)
児嶋委員長	資料1市民意見募集⑨は、資料のとおりとしてよいか。
委員	(はい)
児嶋委員長	それ以降、市民意見募集⑩から⑬の各意見については、市として受け止めてほしいというところとし、いずれも修正なしでお願いする。
児嶋委員長	以上で、市民意見募集にてあった意見についてのすべて合意が得られたというところである。
鈴木委員	合理的配慮の提供について、事業所の立場とするとどこまでのことなのかわからない。各事業所の物差しで大分変ってくる。通路の棚を移動させる等についても、人手が全くいない場合、合理的配慮に欠けていると言われてしまわないか。各事業所の規模や、直接の担当者で対応が大分変ってしまう。明確に基準がないと判断に困る。過重な負担についても、A社とB社を比較しても判断が異なってしまう。具体例をお示ししていただければやりやすい。今後の検討課題としてほしい。

児嶋委員長	逐条解説のほか、事例集のようなものも共有し、更新していく作業が必要と思う。
木村委員	国の各省庁のホームページにガイドラインが用意されている。参考としてほしい。
児嶋委員長	<p>国のガイドラインをベースにしながら、行田市の事例を作っていく必要がある。</p> <p>令和6年から障害者差別解消法の改正により事業所も合理的配慮の義務化が明記されている。</p> <p>合理的配慮の判断は難しいところがある。対立関係を生むものではなく、障がいのある人の権利が保障されるところ。個々の状況でどう解決していくのか等、事業者の意見もすり合わせながら取り組んでいくというところになる。</p>
児嶋委員長	今回確認したところを修正し、9月議会の上程に向けて準備をすすめていただく。
事務局	修正した内容について、代表として委員長に確認していただき、各委員の皆様に配布をしていきたい。
児嶋委員長	各委員においても内容を確認していただき事務局に伝えていただき検討していただく形をとらせていただきたい。
児嶋委員長	その他、委員の皆様から意見はあるか。
渡辺委員	就労支援について、北埼玉障害者就労支援センターと行田市障害者地域協議会は別組織なのか

事務局	別のものである。北埼玉障がい者就労支援センターは行田市・羽生市・加須市の共同で社会福祉法人共愛会に委託している。 障がい者の就労に向けた支援を行っている。
渡辺委員	第4回の検討委員会資料4の中に行田市障がい者支援協議会(案)があるが、条例(案)の中にあるものと同じものと考えてよいか。
事務局	行田市にある同協議会設置要綱を修正し、構成員を見直す予定でいる。
議事(3)について	
児嶋委員長	議事(3)について、事務局より説明をお願いする。
事務局	(資料3に基づき事務局説明) なお、第12条から第14条の施行日を改正障害者差別解消法の施行日とあわせ、令和6年4月1日と変更したいが委員の皆様のご意見を伺いたい。
児嶋委員長	事務局より提案があったが、第12条から第14条について、これまでの予定より2か月前倒しになるがいかがか
委員	(問題ない)
渡辺委員	第7回の検討に逐条解説の(案)があるとおもうが、事例集については一緒に提示ができるのか。
事務局	事例集の提示は難しいが、既存の国において公表している内

	容のものは印刷できると思う。
渡辺委員	第7回が難しいようでしたら第8回でもお願いできなか。
事務局	まずは逐条解説を作成し、併せて事例を見ながら作成はしていくよう努力していく。
委員長	検討委員会の場で事例集も検討できるよう進めていただきたい。そのほか委員の皆様からあればお願いしたい。
委員	(なし)
児嶋委員長	皆様の協力により、審議を進めることができた。進行を事務局にお返ししたい。
その他	
事務局	その他、委員の皆様からご意見等あればお願いしたい。
木村委員	条例の周知やPRについてはどう考えているのか
事務局	市としては、広報周知は重要と考えている。国や先進自治体の事例を参考とし、動画についても、当事者団体の方と意見を伺いながら進めてまいりたい。
事務局	長時間にわたる慎重審議に感謝申し上げる。 条例（案）の修正確認について、委員長の確認の後、各委員へ送付する。気づいた点があれば、市福祉課へご連絡いただきたい。

～午前 11 時 43 分 閉会～